

2024.3.2

拘置所の未決拘禁者

運転免許更新許可を

支援者が会見

本村議員同席

拘置所の未決拘禁者（逮捕・起訴され、刑が確定していない人）が確定していない人を支援している女性が

29日、参院議員会館で会見を開き、刑が確定していない人でも運転免許の更新ができるよう法改正を求める衆参

両議院議長あての署名300人分を国会議員に手渡しました（オンライン署名は約2100人分）。日本共産党的本村伸子衆院議員が同席しました。

会見したのは、兵庫県西宮市にある修道院の吉井環さん（64）です。拘置所の未決拘禁者は、刑務所にいる受刑者の男性から手紙が届き、寄り添ってきました。刑務所にいる受刑者は、刑が確定している場合、円滑な社会復帰のため運転免許の更新ができます。ところが、刑が確定していない未決拘禁者には更新が許可されていません。

吉井さんは、「免許の更新は失効から3年以内にしなければならない。拘置所にいる人や刑務所にいる受刑者は、支援のあてがなく、経済的にも苦しい。一から免許を取り直すのは困難だ」と話しました。

未決拘禁者の男性のメッセージを代読。「運転免許の有無が就労や収入に少なからず影響する。更新できるようにしてほしい」という訴えでした。

本村さんは、「刑が確定している方は免許更新できるのに未確定者は更新できないのは合理性がない。人権の問題として解決させたい」と述べました。



会見した吉井環さん。
右は日本共産党的本村
伸子衆院議員。29日、
参院議員会館